

# 療育手帳の申請について

## ★手続きに必要な書類等

- 療育手帳交付申請書
- 本人の写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
- マイナンバー確認書類 ※裏面にてご確認ください
- 本人確認書類 ※裏面にてご確認ください
- 病院などで受けた検査の結果表 ※検査を受けている場合

※交付申請書は、市役所の次の窓口でお渡ししています。

- \* 福祉支援課（本庁舎1階 3番窓口）
  - \* 北部事務所（北部庁舎）
  - \* 北部事務所入広瀬分室（入広瀬会館）
- «市ホームページからダウンロード可能です。»

## ★書類の提出先（申請窓口）

魚沼市役所 市民福祉部 福祉支援課（本庁舎1階 3番窓口）

## ★申請から交付までの流れ 【申請から交付まで1～2か月程度かかります】

- ①市役所に申請書類を提出します。
- ②市役所から南魚沼児童・障害者相談センターへ申請書類を送付します。
- ③南魚沼児童・障害者相談センターから指定された日時にセンターへ行き、判定を受けます。

※本人の幼少期からの状況がわかる人の同伴が必要です。

※乳幼児期の様子の参考のため、以下の資料等が必要です。

- \* 母子手帳、小・中学校の成績表
- \* 病院などで受けた検査の結果表（検査を受けている場合）

※判定日時は、市役所から文書にて後日お知らせします。

- ④手帳が発行されると、市役所から申請者あてに通知書をお送りします。
- ⑤市役所で手帳を受け取ります。

### <お問い合わせ先・送付先>

魚沼市 市民福祉部 福祉支援課 障害福祉係  
〒946-8601 魚沼市小出島910番地  
TEL 792-9767（直通） FAX 792-5600

## 療育手帳の申請に必要なマイナンバー確認書類・本人確認書類等

	確認内容	確認書類
申請者が本人の場合	番号確認書類	<p>下記のいずれか1つの番号確認書類</p> <p>①個人番号カード（裏面） ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p>
	身元確認書類	<p>下記のいずれか1つの身元確認書類（写真付きのもの）</p> <p>①個人番号カード（表面）</p> <p>②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書など、官公署発行の写真付きの書類で氏名、生年月日または住所が記載されているもの</p>
		<p>上記の身元確認書類を有していない場合は、下記のいずれか2つの身元確認書類</p> <p>①公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>②国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書</p> <p>③印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本・抄本）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳</p> <p>④源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書</p> <p>その他官公署発行の書類で氏名、生年月日又は住所が記載されているもの</p>
申請者が保護者・代理人（本人以外）の場合	本人の番号確認書類	<p>下記のいずれか1つの番号確認書類</p> <p>①個人番号カードまたはその写し ②通知カードまたはその写し</p> <p>③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し</p>
	申請者が本人に代わってマイナンバーを提供できることの確認	<p>下記のいずれか1つの確認書類</p> <p>①手帳を取得する本人の健康保険証、マイナンバーカード、身体障害者手帳等（官公署から本人に対し一に限り発行・発給された書類等）</p> <p>②法定代理人の場合：戸籍謄本その他代理人の資格を証明する書類、任意代理人の場合：委任状</p>
	申請者の身元確認書類	<p>下記のいずれか1つの身元確認書類（写真付きのもの）</p> <p>①個人番号カード（表面）</p> <p>②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など、官公署発行の写真付きの書類で氏名、生年月日または住所が記載されているもの</p>
		<p>上記の身元確認書類を有していない場合は、下記のいずれか2つの身元確認書類</p> <p>①公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>②国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書</p> <p>③印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本・抄本）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳</p> <p>④源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書</p> <p>その他官公署発行の書類で氏名、生年月日または住所が記載されているもの</p>

\*通知カードは、テジタル手続法施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り可